

R05.07 (月後れ) 医科 外来 国保 3日 済 17,176点

傷病名	診療開始日	転帰
胃癌	R05.02.08	
高血圧症	R05.02.08	
狭心症	R05.02.08	
前立腺肥大症	R05.02.08	
難聴	R05.02.08	
高度慢性呼吸不全	R05.02.08	
腹部膨満	R05.03.01	
慢性気管支炎	R05.03.01	
気管支喘息	R05.03.01	
慢性便秘	R05.03.01	
維持療法の必要な難治性逆流性食道炎	R05.03.01	
嘔吐症	R05.04.11	
肺炎	R05.06.30	
脱水症	R05.06.30	
発熱	R05.06.30	治ゆ
COVID-19	R05.07.07	
発熱	R05.07.07	

全般コメントおよび症状詳記 拡大

診療行為内容	点数	回数	薬価
在宅酸素療法指導管理料(その他)			
14 動脈血酸素飽和度(%) (在宅酸素療法指導管理料); 96	2,400	1	2,400.0
酸素濃縮装置加算			
当月分	4,000	1	4,000.0
酸素ポンベ加算(携帯用酸素ポンベ)			
当月分	880	1	880.0
呼吸同調式デマンドバルブ加算			
当月分	291	1	291.0
在宅酸素療法材料加算(その他)			
当月分	100	1	100.0
往診料			
14 往診を行った年月日; 令和 5年 7月 7日	720	1	720.0
1 2日 往診理由: 酸素化低下の為往診			0.0
14 在宅支援			0.0
21 1日3回(朝・昼・夕) 食前			0.0
ツムラ大建中湯エキス顆粒(医療用) 7.5g	0	28	9.1
21 1日1回(朝) 食後			0.0
タケキャブ錠20mg 1錠			150.5
エナラプリルマレイン酸塩2.5mg 錠 1錠	0	28	10.1

閉じる

前 次

7 / 10

不合格

印刷対象

電子付箋

算定日

日次

縦覧

- 点検メッセージ
- 精密 縦覧 在宅酸素療法指導管理料(その他)が算定されています。(縦覧点検)
  - 精密 縦覧 同月に、在宅酸素療法指導管理料(その他)が算定されています。(縦覧点検)
  - 精密 縦覧 在宅酸素療法指導管理料(その他)を月に2回の算定はいかがでしょうか(縦覧点検)
  - 精密 縦覧 訪問看護指示料を月に2回の算定はいかがでしょうか(縦覧点検)
  - 精密 縦覧 在医總管(機能強化在支診等・病床有・難病等月2回以上・1人)を月に2回の算定はいかがでしょうか(縦覧点検)
  - 精密 縦覧 外来感染対策向上加算(在宅医療)を月に2回の算定はいかがでしょうか(縦覧点検)
  - 精密 縦覧 連携強化加算(在宅医療)を月に2回の算定はいかがでしょうか(縦覧点検)
  - 精密 縦覧 免疫学的検査判断料を月に2回の算定はいかがでしょうか(縦覧点検)

関連レセプト

診療日	診療科	診療種	診療時間	点数	結果	医師
R05.08	国保	医科	外来	15,556点	合格	鈴木 一郎
R05.07	国保	医科	外来	17,176点	合格	鈴木 一郎

【点検メッセージ】

● ルールID  適用可否  適用  適用外  この患者だけ適用外

● ルール名称

● メッセージ

点検者注意事項

**B I U** 

チェック内容：  
 医科診療報酬点数表第2章第2部第2節第1款在宅療養指導管理料が2回以上算定された場合にチェックを実施。

チェック根拠：医科診療報酬点数表  
 同一の患者に対して、医科診療報酬点数表第2章第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる在宅療養指導管理料に規定する在宅療養指導管理のうち2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数のみにより算定するとされています。

【点検メッセージ】

● ルールID  適用可否  適用  適用外  この患者だけ適用外

● ルール名称

● メッセージ

点検者注意事項

**B I U** 

チェック内容：  
 在宅酸素療法指導管理料（チアノーゼ型先天性心疾患の場合）又は在宅酸素療法指導管理料（その他の場合）が2回以上算定された場合にチェックを実施。

チェック根拠：医科診療報酬点数表  
 在宅酸素療法指導管理料は、月1回に限り算定するとされています。

【点検メッセージ】

● ルールID  適用可否  適用  適用外  この患者だけ適用外

● ルール名称

● メッセージ

点検者注意事項

**B I U** 

※これ以降のルールIDはすべて左の画像と同じです